

佐賀県選挙管理委員会告示第四十号

不在者投票のできる施設の指定（昭和四十八年佐賀県選挙管理委員会告示第十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月二十三日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

- 一 病院の表中「佐賀郡」を「佐賀市」に改める。
- 二 老人ホームの表中

みやき町養護老人ホーム
南花園

三養基郡みやき町大字東尾六四三
六番地

を

みやき町養護老人ホーム
南花園

三養基郡みやき町大字東尾六四三
六番地

社会福祉法人紀水会介護
付き有料老人ホーム紀水
苑別館

三養基郡みやき町大字簔原字目明
谷四二二九番地三

に改める。